

愛正会記念茨城福祉医療センター 医療安全管理指針

平成26年4月1日制定
平成28年4月1日改訂
平成29年4月1日改訂
平成30年4月1日改訂
2019年5月8日改訂
2020年5月13日改訂
2021年4月7日改訂
2021年9月1日改訂
2022年4月13日改訂
2023年5月10日改訂
2024年4月10日改定

1. この指針の目的

この指針は、愛正会記念茨城福祉医療センター(以下「センター」という。)を利用される方が、安心して医療や介護等を受けられる環境を整えることを目標に、センターが行なう医療行為や入所児(者)の介護等に伴う事故の未然・再発防止を図るため、個人と組織の両面から、医療、介護等の安全管理、事故防止対策を推進するにあたっての基本方針を定めたものである。

2. 事故等の種類

(1) 医療事故とは

センター内における手術、各種検査、処置、調剤、与薬、看護、機能訓練その他の医療行為、生活指導、介助の過程で直接的に患者に関して生じた事故(予想外の悪い結果を含む)及び入所者の日常生活上生じた事故並びにこれらの業務に関わる職員に対する事故で、死亡ないし濃厚な治療が必要な結果をもたらしたものをいう。

(2) インシデントとは

前項に掲げる要因により生じた事象のうち、一過性の簡単な治療により完治するものないし実害のなかったものをいう。

(3) 医療事故及びインシデントを総称して、医療事故等という。

3. 医療安全管理委員会の設置

医療事故等の未然・再発防止のための対策を企画立案、実施するとともに、医療事故等発生時の適切な対応を図るため、センターに医療安全管理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

4. 委員会は、次のことを行う。

- (1) 医療事故防止マニュアルの総合調整・管理。
- (2) 医療事故等の防止に関する職員教育・啓発。
- (3) 医療事故発生時の指示及び対応方法の検討。
- (4) 医療事故等の事実関係確認、原因究明及び防止対策の検討。

(5) その他医療事故等防止対策上必要な事項。

5. 委員会は以下の委員で組織する。

(1) 委員会

- ①センター長
- ②副センター長
- ③医療部長
- ④小児科部長
- ⑤歯科医療部長
- ⑥事務長
- ⑦療育部長
- ⑧薬局長(医薬品安全管理責者)
- ⑨リハビリテーション部長
- ⑩療育部課長
- ⑪総務部長
- ⑫医療安全推進委員会副委員長
- ⑬医療安全管理委員長の指名する者

(2) 推進委員会

- ①医療安全推進委員長
- ②医療安全推進副委員長
- ③医療安全管理委員長の指名する者

6. 委員会および推進委員会は、それぞれ月に1回開催する。

インシデントや医療事故について、再発予防のためのセンターとしての対策を協議する。年2回の医療安全院内研修会の企画や、医療安全に関するマニュアル改訂広報活動(ポスターや標語)などを行う。

7. 医療安全推進員(別表のとおり)を置いて、職場の事故防止のために委員と連携する。

- (1) 職場単位の医療事故防止マニュアル(以下「職場マニュアル」という)の策定。
- (2) 職場マニュアルの実施状況の点検・指導及び事故防止意識の啓発。
- (3) 職場の意見の取りまとめ及び委員会への提言。

8. 事故報告と対策

事故やインシデントがあった場合は、別に定める報告書(様式1)により、速やかに事故報告を行なう。医療安全管理委員長には別に定める患者影響度レベル別報告基準に記載された期限内に報告する。

医療過誤に関するものは、保護者に担当医等が報告する。ただし、生活場面で起こった軽微な事故(インシデント)については、必要に応じて保護者に報告する。

翌月の委員会で、報告された事故(インシデント)の検討と対策を協議する。必要と判断した場合、特定事項の調査・検討を行なうため、検討班を設置し、事故防止対策の調査を行う。

重大な事故の場合は、関係機関に早急に報告するとともに、総センター長を中心にセンターとしての緊急対策を立て、早急な対応を行う。

9. 患者様からの相談

医療事故について、患者（又は保護者）様からの相談の窓口は総務部長が当たり、必要な場合は別の対応者を決め、窓口は一本化する。

患者（保護者）様との情報の共有につとめ、真実を隠さない、再発予防に努めるため真摯に対応する。また、この指針の閲覧を求められた場合は開示する。

10. 研修の実施

年2回以上、医療安全に関する研修を実施し、職員の医療事故防止に関する意識啓発に努める。

別表 医療安全推進員

区 分	課（科）別推進員数
医療部	1名
療育部	各ユニットから2名（Cユニットは3名）、外来から1名、臨床工学技士1名
リハビリテーション部	2名
診療協力部	放射線科、検査科、薬剤科、栄養課から各1名
歯科医療部	1名
チェリタン	1名
地域療育支援室	1名
医事課	1名
スター保育園	1名

平成26年4月1日制定、施行

平成28年4月1日改訂、施行

平成29年4月1日改訂、施行

2019年5月8日改訂、2019年4月1日から適用

2020年5月13日改訂、2020年4月1日から適用

2021年4月7日改訂、2021年4月1日から適用

2021年9月1日改訂、2021年8月18日から適用

2022年4月13日改訂、2022年4月1日から適用

2023年5月10日改訂、2023年4月1日から適用

2024年4月10日改定、2024年4月1日から適用

患者影響度レベル別報告期限					
レベル	傷害の継続性	傷害の程度	傷害の内容	提出期限	
5	死亡		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）	速やかに	
4	b	永続的	中程度～高度	永続的な傷害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う	速やかに
	a	永続的	軽度～中程度	永続的な傷害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴わない	
3	b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した （バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）	24時間以内
	a	一過性	中程度	簡単な処置や治療を要した （皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）	1週間以内
2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった （患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）	1週間以内	
1	なし		患者への実害はなかった （何らかの影響を与えた可能性は否定できない）	1週間以内	
0	—		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった	1週間以内	